

・ 解 説

前 文

わたしたちのまち栃木市は、栃木県の南部に位置し、太平山などの山々から関東平野を望む、緑豊かなまちです。

山々から湧きいずる悠久の流れが、豊かな田園を育み、広大な渡良瀬遊水地は数多くの動植物が生息する貴重な自然環境を形成しています。また、県名発祥の地としての歴史を有し、市内各所に蔵などの伝統的な建造物が数多く残り、地域の誇りとして大切に保存されています。

このまちに住み、働き、学び、活動するわたしたちは、それぞれの個性や立場を尊重し合い、地域の絆やコミュニティを大切にします。そして、地域の魅力や資源を活かしたまちづくりを推進し、活力に満ちて、住みやすく、誰もが未来への希望溢れる栃木市を創っていきたいと考えています。

そのためには、市政の主権者である市民が、まちづくりや市政に積極的に参画し協働することが大切であり、市民の信託を受けた市長をはじめとする市の執行機関と議会は、その信託の重要さを十分に認識して市政運営に当たる責任があります。

わたしたちは、こうした市民を中心としたまちづくりや市政運営を行うことを「市民自治」と考え、その実現のために、市の自治の最高規範としてこの条例を制定します。

【解説】

前文では、最初に栃木市の概要を、次に栃木市民としての責務とまちづくりに対する考え方、次に市長や市議会の責務について述べています。そして最後に、市民を中心としたまちづくりや市政運営の実現のために、市の自治の最高規範としての「栃木市自治基本条例」を制定することを宣言しています。

現在の栃木市は、平成 22 年 3 月 29 日に旧栃木市、旧大平町、旧藤岡町、旧都賀町が合併して誕生し、その後、平成 23 年 10 月 1 日に旧西方町、平成 26 年 4 月 5 日に旧岩舟町と合併しました。

市内には、それぞれの地域において、先人が守り育ててきた自然、歴史、文化などの貴重な地域資源があります。新生「栃木市」においては、こうした地域の特性を十分に活かしたまちづくりの推進が期待されています。そして、市民を中心としたまちづくりや市政運営を行い、活力に満ちて、住みやすく、誰もが未来への希望溢れる栃木市を創っていかねばなりません。

そのためには、日本国憲法で保障された地方自治の本旨にのっとり、まちづくりの基本ルールを自治基本条例として定めて、市民、市長、市議会が協力・連携していくことが必要です。

○市民自治

「地方自治の本旨」の片翼である「住民自治」のことであり、地方の運営は、その住民の意思によって行われるべきという考え方に基づく自治の形態。

○地方自治の本旨

憲法第 92 条には「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づき、法律でこれを定める。」と規定がある。「地方自治の本旨」は、憲法に直接定義はされていないが、学説では、「住民自治」と「団体自治」が両翼となり構成しているとするものが一般的。

○団体自治

地方の運営は、国とは別の独立した団体（地方自治体）により行われるべきという考え方に基づく自治の形態。